

アルミニウム建築構造協議会規約

(名称)

第 1 条 この協議会は、アルミニウム建築構造協議会（以下「本協議会」）という。
英文名：Aluminium Architectural Structures Association、
略称：「AASA」と称する。

(事務所)

第 2 条 本協議会は、主たる事務所を東京都中央区銀座 4 丁目 2 番 1 5 号
一般社団法人日本アルミニウム協会内に置く。
2. 本協議会は、理事会で必要と認めたときは、従たる事務所を他の地に置くことができる。

(目的)

第 3 条 本協議会は、アルミニウム建築構造（以下「アルミ建築構造」という。）の技術基盤の
構築ならびに普及促進を図り、もってわが国経済の発展と国民生活の向上に寄与するこ
とを目的とする。

(事業)

第 4 条 本協議会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。
(1) アルミ建築構造に関する品質管理、技術開発および市場開発
(2) アルミ建築構造に関する審査・認定
(3) アルミ建築構造に関する規準類の作成、整備
(4) アルミ建築構造に関する技術指導
(5) アルミ建築構造に関する情報資料の収集・提供
(6) アルミ建築構造に関する図書等の刊行
(7) アルミ建築構造に関する啓発普及、講習会等の開催
(8) 前各号に掲げるもののほか、本協議会の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第 5 条 本協議会の会員は、次のとおりとする。
(1) 法人会員
アルミ建築構造の設計、加工、施工、品質管理ならびに建築用材料・部材等の生産、
加工、販売に関する事業に携わる法人
(2) 賛助会員
本協議会の事業を賛助する法人または団体
(3) 個人会員
本協議会の目的に賛同する者
(4) 指導会員
本協議会の事業を推進するために会長より委嘱を受けた者
指導会員は、企画会議の上申により会長が委嘱し、速やかに理事会に報告するもの
とする

(入会)

第 6 条 本協議会の会員になろうとする者は、所定の入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない

(入会金および会費)

第 7 条 会員は、総会において別に定める会費規定より入会金および会費を納入しなければならない

2. 特別な費用を要するときは、理事会の議決を経て、臨時会費または特別負担金を徴収することができる

(退会)

第 8 条 会員が本協議会を退会する場合は、会長に退会届を提出しなければならない

2. 会員は、次の各号の一に該当するときは、退会したものとみなす

(1) 禁治産または準禁治産の宣言を受けたとき

(2) 死亡または失踪宣言を受けたとき

(3) 法人または団体が解散または破産したとき

(4) 会費を納入せず、督促後なお会費を一年以上納入しないとき

(5) 第 5 条に掲げる資格を喪失したとき

(役員の種類および定数)

第 9 条 本協議会につきの役員を置く

(1) 理事 8 人以上 25 人以内

(2) 監事 3 人以内

2. 理事のうち、1 人を会長、1 人以上 3 人以内を副会長とする

(役員を選任および解任)

第 10 条 理事および監事は、総会において第 1 種法人会員のうちから選任する

2. 会長および副会長は、総会において、前項本文の規定により選任された理事のうちから選任する、但し理事会の推薦により第 1 種法人会員以外からも選任することができる

3. 理事および監事は、相互に兼ねることができない

4. 前各項の規定にかかわらず、総会が開催されるまでの間において、補欠または増員のため緊急に役員を選任する必要があるときは、理事会においてこれを選任することができる

5. 総会において、会員総数の 3 分の 2 以上の決議を得て役員を解任することができる

(役員職務)

第 11 条 理事は、理事会を構成し、業務の執行を決定する

2. 会長は、本協議会を代表し、その会務を統轄する

3. 副会長は、会長を補佐して会務を掌理し、会長に事故があるとき、また会長が欠けたときは、理事会で定める順序により会長の職務を代行する

4. 監事は、理事の職務の執行を監査し、監査報告を行うとともに、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、業務及び財産の状況を調査することができる。また、理事会に出席して意見を述べることができる。

(役員任期)

第12条 役員任期は2年とする。ただし再任は妨げない

2. 補欠または増員のために選任された役員任期は、前任者または現任者の任期の残存期間とする

3. 役員は、辞任または任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない

(顧問)

第13条 本協議会に顧問を置くことができる

(会議の種別)

第14条 本協議会の会議は、総会および理事会とし、総会は通常総会および臨時総会とする

(会議の構成)

第15条 総会は、会員をもって構成する

2. 理事会は、理事をもって構成する

(会議の権能)

第16条 総会は、本規約に別に定めるもののほか、次の事項を決議する。

(1) 事業計画および収支予算

(2) 事業報告および収支決算

(3) 前各号のほか理事会が必要と認める事項

2. 理事会は、本規約に別に定めるもののほか、次の事項を決議する。

(1) 総会の決議した事項の執行に関すること

(2) 総会に付議する事項

(3) その他総会の決議を要しない業務の執行に関する事項

(会議の開催)

第17条 通常総会は、毎年1回6月に開催する。

2. 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認めたとき

(2) 会員の5分の1以上が会議の目的たる事項を示して請求したとき

(3) 監事から会議の目的たる事項を示して請求があったとき

3. 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき

(2) 理事の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき

(会議の招集)

第18条 会議は、会長が招集する。

2. 会議を招集する場合は、日時および場所ならびに会議の目的たる事項を示した書面をもって、開会日の7日前までに通知しなければならない。

ただし、議事が緊急を要する場合には、この限りでない。

3. 前条第2項第2号もしくは第3号、または第3項第2号の規定により請求があったときは、会長は速やかに会議を招集しなければならない。

(会議の議長)

第19条 会議の議長は、会長がこれにあたる。

ただし、第17条第2項第3号の規定により請求があった場合において、臨時総会を開催したときは、出席会員のうちから議長を選出する。

(会議の定足数)

第20条 会議は、議決権を有する会員の2分の1以上の出席をもって成立する。

(会議の議決)

第21条 総会における議決権は第1種、第2種法人会員が行使する。

2. 会議の議事は、本規約に別に定めるものの他、議決権を有する出席者の過半数をもって議決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

3. あらかじめ通知された事項のほか、議事が緊急を要するもので、議決権を有する会員の2分の1以上の同意があった事項

4. 議決すべき事項につき特別な利害関係を有する会員は、当該事項について表決権を行使することができない。

(書面表決等)

第22条 やむを得ない理由のため、会議に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について、書面または代理人をもって表決権を行使することができる。

2. 前項の代理人は、代理権を証する書面を会議ごとに議長に提出しなければならない

3. 第1項の規定により表決権を行使する構成員は、第20条および前条第1項の規定の適用については出席したものとみなす。

(会議の議事録)

第23条 会議の議事については、議事録を作成し、議長および出席構成員のうち2名以上の記名捺印を要するものとする。

(資産の構成)

第24条 本協議会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 入会金および会費収入

(2) 資産から生ずる収入

(3) 事業に伴う収入

(4) その他

(資産の管理)

第25条 本協議会の資産は、理事会の定めるところにより、会長がこれを管理する。

(経費の支弁)

第26条 本協議会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業年度)

第27条 本協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(規約の変更)

第28条 本規約の変更は、総会において構成員の3分の2以上の同意を得なければならない。

(解散)

第29条 本協議会は、総会において構成員の3分の2以上の同意を得て、解散することができる。

(残余財産の処分)

第30条 本協議会が解散の際に有する残余財産は、総会において会員総数の3分の2以上の議決を得て、本協議会と類似の目的を有する他の団体に寄付するものとする。

(備付け帳簿および書類)

第31条 本協議会は、その主たる事務所に次の各号に掲げる書類を備えなければならない。

- (1) 規約
- (2) 理事および監事の氏名、所属会員名
- (3) 会議の議事に関する書類
- (4) 資産および負債の状況を示す書類
- (5) 収入支出に関する帳簿および証拠書類

(事務局)

第32条 本協議会の事務を処理するため、事務局を置く。

2. 事務局には、事務局長を置くことができる。
3. 事務局長は、理事会の同意を得て、会長が委嘱する。

(その他の事項)

第33条 本規約で定めるもののほか、本協議会の運営に関し必要な事項は、理事会または企画会議の議を経て、会長が別に定める。

付 則

平成	6年	12月	15日	制定
平成	10年	6月	9日	一部改定
平成	11年	6月	9日	一部改定
平成	14年	6月	6日	一部改定
平成	15年	6月	3日	一部改定
平成	19年	6月	6日	一部改定
平成	23年	6月	8日	一部改定
平成	27年	6月	3日	一部改定